

平成二十七年法律第五十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

目次

- 第一条 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針等（第三条～第九条）
- 第三章 建築主が講すべき措置等
- 第一節 建築主の基準適合義務等（第十条～第二十条）
- 第二節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置（第二十一条～第二十三条）
- 第三節 賃貸負型一戸建て規格住宅及び賃貸型規格共同住宅等に係る措置（第二十一条～第二十六条）
- 第四章 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置（第二十七条・第二十八条）
- 第五章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十九条・第三十五条）
- 第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等
- 第七章 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第三十六条～第五十二条）
- 第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第五十三条～第五十九条）
- 第七章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第六十条～第六十四条）
- 第一条 総則（第六十五条～第六十八条）
- 第九章 罰則（第六十九条～第七十六条）
- 附則

第一章 総則  
(目的)

この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることと鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）に関する基本的な方針について定めるとともに、他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図り、もつて

国民経渋の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第二条第二項及び第二十九条第三項において「空気調和設備等」という。）において消費されるエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第二条第二項及び第二十九条第三項において「空気調和設備等」という。）において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。
- 三 建築物エネルギー消費性能基準 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。

四 第六十条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する重要な事項

六 条第一項に規定する基本方針との調和が保れたものでなければならない。

七 第六十一条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

八 第六十二条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

九 第六十三条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

十 第六十四条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

十一 第六十五条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

十二 第六十六条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

十三 第六十七条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

十四 第六十八条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

十五 第六十九条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

十六 第七十条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

十七 第七十一条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

十八 第七十一条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

十九 第七十二条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

二十 第七十三条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

二十一 第七十四条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

二十二 第七十五条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

二十三 第七十六条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

二十四 第七十七条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

二十五 第七十八条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

二十六 第七十九条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

二十七 第八十一条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

二十八 第八十二条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

二十九 第八十三条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

三十 第八十四条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

三十一 第八十五条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

三十二 第八十六条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

三十三 第八十七条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

三十四 第八十八条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

三十五 第八十九条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

三十六 第九十一条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

の条、第三十条第一項第二号及び第六十条第一項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(建築主等及び建築士の努力)

第六条 建築主は、その建築（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）をしようとする建築物について、エネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準（第二条第二項の条例で附加した事項を含む。次章第一節において同じ。）に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。）を図るよう努めなければならない。

三 建築物のエネルギー消費性能の向上等のために建築主等が講すべき措置に関する基本的な事項

四 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

五 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

六 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

七 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

八 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

九 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

十 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

十二 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

十三 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

十四 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

十七 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

十八 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

十九 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

二十 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

二十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

二十三 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

二十七 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

二十八 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

二十九 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

三十 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

三十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

三十二 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（方針）

の条、第三十条第一項第二号及び第六十条第一

項において「基本方針」という。)を定めなければならぬ。

（方針）

項においては、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

（方針）

築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

(建築材料に係る指導及び助言)  
**第九条** 経済産業大臣は、建築物のエネルギー消

費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第三章 建築主が講すべき措置等

## 第一節 建築主の基準適合義務等

**第十条** 建築主は、建築物の建築（エネルギー消  
（建築主の基準適合義務）

2 費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。)をしようとするときは、当該建築物(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分)を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準規則に定むる。ただし、同

定する建築基準法別定とみなす。ただし同法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第六条第一項、第四項若しくは第七項若しくは第六条の一第一項、第四項若しくは第六項の規定又は同法第十八条第三項若しくは第十四項の規定の適用及び同法第七条の五に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第七条第四項若しくは第五項、第七条の二第一項、第五項若しくは第七項、第七条の三第四項、第五項若しくは第七項若しくは第七条の四第一項、第三項若しくは第七項の規定又は同法第十八条第十七項、第十八項、第二十項、第二十一項若しくは第二十三項の規定の適用については、この限りでない。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)  
**第十一條** 建築主は、前条第一項の規定により建

建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第一項及び第二項において「特定建築行為」という。）であつて、同法第六条第一項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特

「定建築行為」ということをしようとすることは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消

（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物の構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

3 所管行政庁は、前二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から十四日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。

4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。

5 所管行政庁は、第三項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の記載によつては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の規定によりその期間を延長した場合には、当該延長後の期間）内に当該提出者に交付しなければならない。

6  
建築主は、第三項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書（当該建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）である場合においては、当該要確認特定建築行為に係る建築基準法第六条第一項又は第六条の二第二項の規定による確認をする建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関（同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。第八項において同じ。）に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要確認特定建築行為に係る建築物の計画（同法第六条第一項又は第六条の二第二項に規定する指定確認検査機関

2 適用しない。この場合においては、次項から九項までの規定に定めるところによる。

国等の機関の長は、特定建築行為であつて、建築基準法第十八条第二項の規定による通知を要するもの（以下この条において「要通知特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。ただし、要通知特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第八項において同じ)について同法第六条第七項又は第六条の二第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

前項の場合において、要確認特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第六条第一項の規定による建築主事又は建築副主事の確認に係るものであるときは、前項の規定による適合判断(通じ書はよそ存し)の提出は、同法第四項

3 国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要通知特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

8 定道知書又はその写しの提出に同条第四項の規定によりその期間が延長された場合には、当該延長後の期間)の末日の三日前までにしなければならない。

用する  
所管行政庁は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、当該通知に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書

条第一項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が要確認特定建築行為（第一項ただし書に規定する国土交通省令

5 を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

で定める特定建築行為であるものを除く。)に係るものであるときは、建築主から第六項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をすることができる。

由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長

9  
建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類及び第三項から第五項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

6 に交付しなければならない。

は、国土交通省令で定める  
(国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例)

項目は第三項の規定による通知の書類によつては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか

**第十二条** 国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村（以下この条及び次条第二項において「国等」という。）の幾つかのまちに

かを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第四項の期間(前項)見合にて同一の期間と

内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

国等の機関の長は、第四項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該要通知特定建築行為に係る建築基準法第十八条第三項の規定による審査をする建築主事又は建築副主事に当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要通知特定建築行為に係る建築物の計画（同条第二項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第九項において同じ。）について同条第十四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

前項の場合において、司員の規定による場合

ルギー消費性能判定機関」という。」に、第十一条第一項及び第二項並びに第十二条第二項及び第三項の建築物エネルギー消費性能適合性判

<sup>2</sup> 定の全部又は一部を行わせることができる。  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建  
築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合  
における第十一条第一項から第五項まで及び第

十二条第二項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは、「第四十四条第一項の登録を受けた者」と、第十一條第二項及び第十二条第三項中「同項た

造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下「評価」という。）について、第五十三条から第五十五条までの規定の

（特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力）  
譲型規格共同住宅等に係る措置

定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。）が行うものに基づきこれを

**第二十一条** 定められた一戸建て住宅建築主（自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に従うて一百建てる三三〇を除く）は、

建築主事又は建築副主事は、建築基準法第十九条の規定によるところ、その期間が延長された場合には、当該延長後の期間の末日の三日前までにしなければならない。

八条第三項の場合において、建築物の計画が要通知特定建築行為（第二項のただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第三項の確認済証を交付することができる。

(基準適合命令等)

違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するに必要と旨を記載して二ヶ月以内に

正するためには必要な措置をとるべき」とを命ずることができる。

用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第十一条第一項の規定に違反していないと認めることは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施)

**第十四条** 所管行政府は、第三十六条から第三十九条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物工ネ

ルギー消費性能判定機関」という。）、第十三条第一項及び第二項並びに第十二条第二項及び第三項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第十二条第一項から第五項まで及び第十二条第二項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは「第十四条第一項の登録を受けた者」と、「第十二条第二項及び第十二条第三項中「同項ただし書」とあるのは「前項ただし書」とする。

（報告、検査等）

第十五条 所管行政庁は、第十三条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、第十二条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に入り込む場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定）

第十六条 建築主は、第十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならぬ建築物の建築をしようとする場合において、当該建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能を有するものである旨の認定を申請することができる。

4 建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、その旨の認定をする。これができる。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政庁に通知するものとする。  
(審査のための評価)

第十七条 国土交通大臣は、前条第三項の認定のための審査に当たつては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価(以下「評価」という。)でもなく、第五十三条から第五十五条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。)が行うものに基づきこれを用いて、前条第一項の規定による申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第二項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同条第三項の認定のための審査を行ふものとする。  
(認定を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に関する特例)

第十八条 第十六条第三項の認定を受けた建築物は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとみなす。

2 第十六条第一項の特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が当該建築物について同条第三項の認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第十一條第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならぬものについては、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

(手数料) 第十六条第一項の規定による申請を一

二 居室を有しないこと又は高い開放性を有する建物のとして政令で定める用途に供する建築物

二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることができ困難なものとして政令で定める建築物

三 仮設の建築物であつて政令で定めるもの

第二節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置

(特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力)

**第二十一条** 特定一戸建て住宅建築主(自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく一戸建ての住宅(以下この項及び次条第一項において「分譲型一戸建て規格住宅」という。)の戸数が当該政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。)は、第六条第一項及び第二項において定めるもののほか、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

2 特定共同住宅等建築主(自らが定めた共同住宅等(共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第二十四条第二項において同じ。)の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主等をいって、その一年間に新築する当該規格に基づく共同住宅等(以下この項及び次条第一項において「分譲型規格共同住宅等」という。)の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。)は、第六条第一項及び次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

(分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準)

ようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

**第二十二条** 経済産業大臣及び国土交通大臣は、  
経済産業省令・国土交通省令で、分譲型一戸建  
て規格住宅又は分譲型規格共同住宅等（以下こ

居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物

三 仮設の建築物であつて政令で定めるもの

において「特定一戸建て住宅建築主等」という。の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保すること）をいう。以下同じ。のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならぬ。

前項に規定する基準は、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れたものの当該エネルギー消費性能、請負型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これら的事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

**（特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命令等）**

国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て規格住宅等に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建築主等がその旨を公表することができる。

国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建築主等が、正当な理由がなくて前条第一項に規定する基準に照らして、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めると、その勧告に係る措置をとらなかつた場合において、前条第一項に規定する基準に照らして特定一戸建て住宅建築主等が行うべき新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めると、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害することができる。

国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等に対する新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職

員に、特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることをかる。

**（第三節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置）**

**（特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力）**

特定一戸建て住宅建設工事業者（自らが定めた一戸建て住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく一戸建ての住宅（以下この項及び次条第一項において「請負型一戸建て規格住宅」という。）の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

特定共同住宅等建設工事業者（自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第一項において「請負型規格共同住宅等」という。）の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

**（請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準）**

**（第二十五条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、請負型一戸建て規格住宅又は請負型規格共同住宅等（以下この条及び次条において「請負型一戸建て規格住宅等」という。）ごとに、特定一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建設工事業者（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。）の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者を行つ建築物に立ち入り、請負事業者等の販売等を行う建築物に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、販売事業者等の事務所その他の事業場若しくは販売事業者等の販売等を行う建築物に立ち入り、販売事業者等の販売**

2 前項に規定する基準は、特定一戸建て住宅建築工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れるものの当該エネルギー消費性能、請負型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定期による立入検査について準用する。

**（第四章 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置）**

**（販売事業者等の表示）**

建築物の販売又は賃貸（以下この項並びに次条第一項及び第四項において「販売等」という。）を行う事業者（次項及び同条において「販売事業者等」という。）は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

国土交通大臣は、前項の規定による建築物のエネルギー消費性能の表示について、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項

二 表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

（販売事業者等に対する勧告及び命令等）

**（第二十六条 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告及び命令等）**

建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建設工事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができると。国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建設工事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、前条第一項に規定する基準に照らして特定一戸建て住宅建設工事業者等が行うべき新築する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等に対する新築する分譲型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者を行つ建築物に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、販売事業者等の事務所その他の事業場若しくは販売事業者等の販売等を行う建築物に立ち入り、販売事業者等の販売

2 前項に規定する基準は、特定一戸建て住宅建築工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れるものの当該エネルギー消費性能、請負型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定期による立入検査について準用する。

**（第二十七条 建築物の販売又は賃貸（以下この項並びに次条第一項及び第四項において「販売等」という。）を行う事業者（次項及び同条において「販売事業者等」という。）は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。**

国土交通大臣は、前項の規定による建築物のエネルギー消費性能の表示について、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項

二 表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

（販売事業者等に対する勧告及び命令等）

**（第二十八条 国土交通大臣は、販売事業者等が、当該販売事業者等に対する勧告及び命令等により告示されたところに従つてエネルギー消費性能の表示をしていないと認めるときは、当該販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物について、その告示されたところに従つてエネルギー消費性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。**

国土交通大臣は、前項の勧告を受けた販売事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

**（第二十九条 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた販売事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、前条第一項に規定する基準に照らして特定一戸建て住宅建設工事業者等が行うべき新築する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。**

国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等に対する新築する分譲型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者を行つ建築物に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者を行つ建築物に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、販売事業者等の事務所その他の事業場若しくは販売事業者等の販売等を行う建築物に立ち入り、販売事業者等の販売



べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるものほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させたための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。

## 第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

### 第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

#### （登録） 第四十四条 第二節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

第三十六条 第二十四条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。（欠格条項）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第三十八条 國土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」といふ。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの（登録基準等）

一 第四十二条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。  
イ 次の（一）から（六）までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ（一）から（六）までに定める床面積は、算入しないものとする。

（1） 床面積の合計が三百平方メートル未満の建築物建築物エネルギー消費性能適合性判定を行なう建築物の棟数を三百二十で除した数

（2） 床面積の合計が三千平方メートル以上二千平方メートル未満の建築物建築物エネルギー消費性能適合性判定を行なう建築物の棟数を八百二十で除した数

（3） 床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満の建築物建築物エネルギー消費性能適合性判定を行なう建築物の棟数を六百二十で除した数

（4） 床面積の合計が二千平方メートル以上一万平方メートル未満の建築物建築物エネルギー消費性能適合性判定を行なう建築物の棟数を五百五十で除した数

（5） 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の建築物建築物エネルギー消費性能適合性判定を行なう建築物の棟数を三百五十で除した数

（6） 床面積の合計が五千平方メートル以上建築物建築物エネルギー消費性能適合性判定を行なう建築物の棟数を二百五十で除した数

（7） 床面積の合計が五千平方メートル以上建築物建築物エネルギー消費性能適合性判定を行なう建築物の棟数を二百二十で除した数

ロ イ（1）から（6）までに掲げる建築物の区分の二以上にわたる建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行なう場合にあつては、第四十二条の適合性判定員の総数が、それらの区分に応じそれぞれ（1）から（6）までに定める数を合計した数（その数が二未満であるときは、二）以上であること。

二 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者（以下この号及び第五十五条第二号において「建築物関連事業者」という。）が次に掲げるものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

（1）登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う（以下この号及び第五十五条第二号において「建築物関連事業者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築物関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第五十五条第一項第二号イにおいて同じ。）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

ハ 登録申請者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

四 債務超過の状態ないこと。

五 登録申請者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿に次に掲げる事務所の所在地

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 判定の業務を行う事務所の所在地

五 第四十二条の適合性判定員の氏名

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の公示等）

第三十九条 國土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項その他の国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う（以下この号及び第五十五条第二号において「建築物関連事業者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（適合性判定員）

第三十条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、建築に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから適合性判定員を選任しなければならない。

（登録の更新）

第三十一条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第三十一条 第三十六条から第三十八条までの規定は、前項の登録の場合について準用する。（承継）

第三十二条 第三十六条から第三十八条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

第三十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であつた者は、判定の業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

（判定の業務の義務）

第三十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務を行うべきことを求められ



う。)が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次条の評価員が評価を実施し、その数が三以上であること。

二 登録申請者が、建築物関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社にあっては、業務を執行する社員)に占める建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

三 評価の業務を行正にうたために評価の業務を行なう部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態ないこと。

二 登録年月日及び登録番号

二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行なう事務所の所在地

四 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

**第五十六条** 登録建築物エネルギー消費性能評価員の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者(登録の取消し等)

**第五十七条** 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が第五十四条第一号、第一号又は第四号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十三条第二項において準用する第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条又は第五十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第五十三条第二項において読み替えて準用する第四十五条第一項又は第三項の規定による届出があつた評価業務規程によらないで評価の業務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに第五十三条第二項において準用する第四十六条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第五十三条第二項において準用する第四十五条第四項、第四十八条又は第四十九条の規定による命令に違反したとき。

五 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあつてはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

三 第五十二条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。(国土交通大臣による評価の実施)

**第五十八条** 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他の必要があると認めるときは、評価の業務の全部又は一部を自ら行なうことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第五十三条第二項において読み替えて準用する第五十五条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関から評価の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録建築物エネルギー消費性能評価員の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行なう事務所の所在地

四 次条の評価員の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者(登録の取消し等)

**第五十九条** 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う評価の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

**第七章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置**

**第六十条** 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であつて、建築物への再生可能エネルギー利用設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八人号)第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる)と認められるものをいう。)の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。(以下同じ。)の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの(以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。)について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画(以下この条、次条及び第六十四条において「促進計画」という。)を作成することができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 促進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域

二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において建築物への設置を促進する再生可能エネルギー利用設備の種類に関する事項





十七条の改正規定、同法第五十二条第十四項第三号の改正規定、同法第六十一条の一項を加える改正規定、同法第八十六条の七の改正規定、同法第八十七条第四項の改正規定及び同法第八十八条第一項の改正規定（「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める部分及び「それぞれ」を削る部分を除く。）に限る。）及び第七条の規定並びに附則第四条、第八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号別表第一第一百五十五号の二（一）の改正規定（第十五条第一項）を「第十四条第一項」に改める部分を除く。）及び同号（二）の改正規定（第二十四条第一項）を「第十七条第一項」に改める部分を除く。）に限る。）及び

超えない範囲内において政令で定める日（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一条 第二条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条から第十三条まで及び第十五条の規定は、この法律の施行の日（以下この条、次条及び附則第十三条において「施行日」という。）以後にその工事に着手する建築物の建築について適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築に関する当該建築物のエネルギー消費性能の向上のために第二条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する建築主、国等の機関の長及び所管行政が講すべき措置については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この法律（附則第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 この法律（附則第一号に掲げる規定に定められるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して

### 第十三条（調整規定）

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行の日前である場合には、同法第四百八十九条のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十五条第三号の改正規定中「第四十五条第三号」とあるのは「第三十七条第三号」と、同法第七十二条の改正規定中「第七十二条」とあるのは「第六十九条」とする。

附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄

### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 及び二 略

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日